

改定前	改定後（改定箇所：赤字）
第5条（甲が取得する権利） （略） 5 甲は、ソフトウェアに表示された乙及びパナソニックコネク株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・データの著作権表示及び登録商標を削除してはならないものとします。	第5条（甲が取得する権利） （略） 5 甲は、ソフトウェアに表示された乙及びパナソニックコネク株式会社、株式会社NTTデータの著作権表示及び登録商標を削除してはならないものとします。
第8条（納品） 1 乙は、納品（利用開始）希望日にプログラム、ソフトウェアおよび関連資料をダウンロードするために必要な情報（ログインID、ログインパスワードおよび「みずほFB ソフトダウンロード認証ページ」のURL 情報を含みますがこれらに限られません）を申込書記載の送付先（以下「設置場所」といいます）に送付します。この場合には、当該情報が設置場所に到達した日をもって納品日とします。ただし、甲乙双方またはいずれかのやむを得ない事由により、納品（利用開始）希望日の変更が必要となった場合は、甲乙協議してこれを変更することができます。 2 前項の定めにかかわらず、乙は、前項に定める情報の送付にかえて、利用開始希望日にプログラム、ソフトウェアおよび関連資料を設置場所に納品することができるものとします。ただし、甲乙双方またはいずれかのやむを得ない事由により、利用開始希望日の変更が必要となった場合は、甲乙協議してこれを変更することができます。 3 第1項に定める情報を利用して「みずほFB ソフトダウンロード認証ページ」からプログラム、ソフトウェアおよび関連資料のダウンロードをする場合には、甲は以下の利用条件に従うものとします（「みずほFB ソフトダウンロード認証ページ」からプログラム、ソフトウェアおよび関連資料のダウンロードをするサービスを以下「本サービス」といいます） （1） 甲は、本サービスを利用するにあたり、本サービス利用画面において、本サービスの認証情報として、第1項の規定により乙から受領したログインID、ログインパスワード、申込書にて届け出た申込口座情報、連絡先メールアドレスおよび電話番号を入力するものとします。 （2）本サービスの認証情報は、第6条に定める使用権の有効期間終了まで継続して利用するものとします。本サービスの認証情報は、第三者に知られたり盗難されたりしないよう甲において厳重に管理するものとします。本サービスの認証情報が第三者に知られたり盗難されたりした場合またはそのおそれがある場合には、甲は乙にただちに乙所定の方法にてその旨を届け出るものとします。 （3）本サービスの利用開始後、プログラム、ソフトウェアまたは関連資料に変更（ソフトウェアのバージョンアップを含みますがこれに限られません）が発生する場合は、本サービス利用画面にて入力された連絡先メールアドレスまたは電話番号宛に乙より通知するものとします。 （4）本サービスを利用するにあたり、甲においてプログラム、ソフトウェアおよび関連資料をダウンロードしたものと乙において判断した場合、同一認証情報にて再度本サービスにアクセスできないものとします。なお、前号に定めるプログラム、ソフトウェアまたは関連資料に変更が発生する場合はこれに該当しないものとします。 4 甲は、乙の書面による事前の承諾を得て設置場所およびご利用機種を変更することができます。この場合、変更に伴う費用は甲の負担となります。	第8条（納品） 1 乙は、納品（利用開始）希望日にプログラム、ソフトウェアおよび関連資料をダウンロードするために必要な情報を申込書記載の納品先（以下「設置場所」といいます）に納品します。ただし、甲乙双方またはいずれかのやむを得ない事由により、納品（利用開始）希望日の変更が必要となった場合は、甲乙協議してこれを変更することができます。 （削除） +2 甲は、乙の書面による事前の承諾を得て設置場所およびご利用パソコンを変更することができます。この場合、変更に伴う費用は甲の負担となります。
第9条（届出情報等の変更） 1 甲は、申込書にて届け出た情報および本サービス利用画面にて入力した情報に変更が生じた場合には、ただちに乙所定の方法にて乙に届け出るものとします。 （略）	第9条（届出情報等の変更） 1 甲は、申込書にて届け出た情報および本サービス利用画面にて入力した情報に変更が生じた場合には、ただちに乙所定の方法にて乙に届け出るものとします。 （略）
第10条（検収） 1 甲は、納品日から20日以内に、目的物の相違その他の瑕疵の検査を完了し、その結果を書面にて通知（以下「当該通知」といいます）しなければなりません。甲の検査に合格した場合には、当該通知の発信日をもって検査合格日（以下「検収日」といいます）とします。 （略） 3 乙は、検査に合格しない旨の当該通知を前項に定める期間内に受けた場合には、瑕疵の修補または代替品の納品を行います。この修補または再納品については、前2項を準用します。	第10条（検収） 1 甲は、納品日から20日以内に、目的物の相違その他の種類・品質に関する本契約内容との不適合の検査を完了し、その結果を書面にて通知（以下「当該通知」といいます）しなければなりません。甲の検査に合格した場合には、当該通知の発信日をもって検査合格日（以下「検収日」といいます）とします。 （略） 3 乙は、検査に合格しない旨の当該通知を前項に定める期間内に受けた場合には、種類・品質に関する本契約内容との不適合の修補または代替品の納品を行います。この修補または再納品については、前2項を準用します。
第13条（乙の損害賠償責任） （略） 2 前項の乙の損害賠償責任は、瑕疵担保責任その他の原因の如何にかかわらず、乙が本契約に基づき現実に受領した契約料の総額を限度とします。	第13条（乙の損害賠償責任） （略） 2 前項の乙の損害賠償責任は、契約不適合責任その他の原因の如何にかかわらず、乙が本契約に基づき現実に受領した契約料の総額を限度とします。
第14条（乙の責任の範囲） （略） 2 前項の定めにかかわらず、ご利用のパソコンがご利用パソコン以外のときには、乙はいかなる場合においても一切の責任を負わないものとします。 3 甲は乙がパナソニックコネク株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・データから使用許諾を受け、甲に再使用許諾しているソフトウェアについても、前2条に定める責任を乙に対して追及できるとどまり、パナソニックコネク株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・データに対して何らの責任を追及できないものとします。	第14条（乙の責任の範囲） （略） 2 前項の定めにかかわらず、ご利用のパソコンが推奨する動作環境以外またはご利用パソコン以外のときには、乙はいかなる場合においても一切の責任を負わないものとします。 3 甲は乙が株式会社NTTデータから使用許諾を受け、甲に再使用許諾しているソフトウェアについても、前2条に定める責任を乙に対して追及できるとどまり、株式会社NTTデータに対して何らの責任を追及できないものとします。
第18条（情報の提供） 1 甲は、本申込書記載の情報ならびに甲と乙との間のエレクトロニックバンキング契約に関する情報を、乙の業務委託先であるみずほ内株式会社に提供することに同意します。 2 みずほEBサービス株式会社は、前項の情報をエレクトロニックバンキングサービスの提供に関する業務にのみ利用いたします。	（削除）
第19条（契約内容の変更） （略）	第18条（契約内容の変更） （略）
第20条（合意管轄） （略）	第19条（合意管轄） （略）
第21条（反社会的勢力の排除） （略）	第20条（反社会的勢力の排除） （略）
第22条（協議） （略）	第21条（協議） （略）

改定前	改定後（改定箇所：赤字）																		
第3条（情報提供） 1． 甲は、申込書に記載された情報、および甲と乙との間のみずほパソコンサービスの契約に関する情報を、乙の業務委託先（ただし、当該業務委託は2023年12月31日までである。）であるみずほ E B サービス株式会社（以下「丙」といいます）に提供することに同意します。 2． 丙は、前項の規定による乙から受領した情報を、本サポートの提供に関する業務に必要な範囲にのみ利用します。	（削除）																		
第4条（サポートの実施） 本サポートの実施は訪問、または、オンラインサポート（「画面共有のみ」と「代行操作付き」の2種類とし、実施するオンラインサポートの種類は、甲・乙・丙の三者（2023年12月31日以降は甲・乙の二者）にて協議の上決定するものとする）の何れかにて実施するものとし、サポート日は甲・乙・丙の三者（2023年12月31日以降は甲・乙の二者）にて協議の上決定するものとし、 ただし、オンラインサポート（代行操作付き）は「みずほAdvancedシューター」を導入の場合のみ提供します。	第3条（サポートの実施） 本サポートの実施は訪問、または、オンラインサポートとし、オンラインサポートは画面共有にて実施するものとし、サポート日は甲・乙協議の上決定するものとします。																		
第5条（サポートの前提条件） （略）	第4条（サポートの前提条件） （略）																		
第6条（サポートの確認） （略）	第5条（サポートの確認） （略）																		
第7条（契約の解除） （略）	第6条（契約の解除） （略）																		
第8条（契約不適合責任） （略）	第7条（契約不適合責任） （略）																		
第9条（損害賠償） （略） 2． 甲は本サポートの作業の瑕疵に起因する損害に関しては、サポート完了の日から1ヶ月以内に請求を行わなければ、請求の如何にかかわらずその賠償を請求することはできないものとします。 3． 乙はシステムの瑕疵に起因する損害に関しては、一切の責任を負わないものとします。	第8条（損害賠償） （略） 2． 甲は本サポートの作業の種類・品質に関する本契約内容との不適合に起因する損害に関しては、サポート完了の日から1ヶ月以内に請求を行わなければ、請求の如何にかかわらずその賠償を請求することはできないものとします。 3． 乙はシステムの種類・品質に関する本契約内容との不適合に起因する損害に関しては、一切の責任を負わないものとします。																		
第10条（契約内容の変更） （略）	第9条（契約内容の変更） （略）																		
第11条（合意管轄） （略）	第10条（合意管轄） （略）																		
第12条（協議） （略） <table><tr><th>作業名</th><th>サポート内容</th><th>前提条件</th></tr><tr><td>1．インストール作業 ユーザー登録作業 連携設定作業（連携を行うソフトのみ）</td><td><各ソフト共通> ・ソフトインストール ・ユーザー登録/権限設定作業支援 <Advancedシューター> ・VALU X電子証明書取得 ・連携設定 <ペイメントサポーター> 各種データ取込 <税込スキャナ> VALU X電子証明書取得 ・連携設定</td><td>・訪問によるサポートを行う場合、設定を行うパソコンが同一拠点内に設置されていることを条件といたします。</td></tr><tr><td>2．操作説明</td><td>操作説明 （ログイン方法、各メニューの利用方法について説明） <ペイメントサポーター> 入力シート作成方法 （取込用マスタデータのご準備がない場合）</td><td><Advancedシューター> ・取込等のデータ作成。連携作業はお客様にて実施いただきます。</td></tr></table>	作業名	サポート内容	前提条件	1．インストール作業 ユーザー登録作業 連携設定作業（連携を行うソフトのみ）	<各ソフト共通> ・ソフトインストール ・ユーザー登録/権限設定作業支援 <Advancedシューター> ・VALU X電子証明書取得 ・連携設定 <ペイメントサポーター> 各種データ取込 <税込スキャナ> VALU X電子証明書取得 ・連携設定	・訪問によるサポートを行う場合、設定を行うパソコンが同一拠点内に設置されていることを条件といたします。	2．操作説明	操作説明 （ログイン方法、各メニューの利用方法について説明） <ペイメントサポーター> 入力シート作成方法 （取込用マスタデータのご準備がない場合）	<Advancedシューター> ・取込等のデータ作成。連携作業はお客様にて実施いただきます。	第11条（協議） （略） <table><tr><th>作業名</th><th>サポート内容</th><th>前提条件</th></tr><tr><td>1．インストール作業 ユーザー登録作業 連携設定作業（連携を行うソフトのみ）</td><td><各ソフト共通> ・ソフトインストール ・ユーザー登録/権限設定作業支援 <ペイメントサポーター> 各種データ取込 <税込スキャナ> VALU X電子証明書取得 ・連携設定</td><td>・訪問によるサポートを行う場合、設定を行うパソコンが同一拠点内に設置されていることを条件といたします。</td></tr><tr><td>2．操作説明</td><td>操作説明 （ログイン方法、各メニューの利用方法について説明） <ペイメントサポーター> 入力シート作成方法 （取込用マスタデータのご準備がない場合）</td><td></td></tr></table>	作業名	サポート内容	前提条件	1．インストール作業 ユーザー登録作業 連携設定作業（連携を行うソフトのみ）	<各ソフト共通> ・ソフトインストール ・ユーザー登録/権限設定作業支援 <ペイメントサポーター> 各種データ取込 <税込スキャナ> VALU X電子証明書取得 ・連携設定	・訪問によるサポートを行う場合、設定を行うパソコンが同一拠点内に設置されていることを条件といたします。	2．操作説明	操作説明 （ログイン方法、各メニューの利用方法について説明） <ペイメントサポーター> 入力シート作成方法 （取込用マスタデータのご準備がない場合）	
作業名	サポート内容	前提条件																	
1．インストール作業 ユーザー登録作業 連携設定作業（連携を行うソフトのみ）	<各ソフト共通> ・ソフトインストール ・ユーザー登録/権限設定作業支援 <Advancedシューター> ・VALU X電子証明書取得 ・連携設定 <ペイメントサポーター> 各種データ取込 <税込スキャナ> VALU X電子証明書取得 ・連携設定	・訪問によるサポートを行う場合、設定を行うパソコンが同一拠点内に設置されていることを条件といたします。																	
2．操作説明	操作説明 （ログイン方法、各メニューの利用方法について説明） <ペイメントサポーター> 入力シート作成方法 （取込用マスタデータのご準備がない場合）	<Advancedシューター> ・取込等のデータ作成。連携作業はお客様にて実施いただきます。																	
作業名	サポート内容	前提条件																	
1．インストール作業 ユーザー登録作業 連携設定作業（連携を行うソフトのみ）	<各ソフト共通> ・ソフトインストール ・ユーザー登録/権限設定作業支援 <ペイメントサポーター> 各種データ取込 <税込スキャナ> VALU X電子証明書取得 ・連携設定	・訪問によるサポートを行う場合、設定を行うパソコンが同一拠点内に設置されていることを条件といたします。																	
2．操作説明	操作説明 （ログイン方法、各メニューの利用方法について説明） <ペイメントサポーター> 入力シート作成方法 （取込用マスタデータのご準備がない場合）																		